

平成 28 年度 建設工事における入札制度について

本市の入札制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的とし、入札契約の手続を次のとおり見直します。

1. 年間受注件数制限及び同日落札数制限(取りぬけ)を継続します

平成 22 年度から試行した年間受注件数制限及び同日落札数制限(取りぬけ)について、引き続き実施します。

1 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事(下水道工事含む。)に係る A 等級の対象案件とし、年間 5 件までとする。

- (1) 年間受注件数の適用期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、契約日により判断する。
- (2) 共同企業体による工事については、各構成員全てに 1 工事につき 1 件を加えるものとする。
- (3) 随意契約工事(不落随契除く。)、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

<一般競争入札の場合>

- ① 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。
- ② 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「資格取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

2 同日落札数制限(取りぬけ)の運用基準

同日落札数制限については、同一日に開札する次に掲げる対象案件とし、落札件数を 1 業者 1 件とする。

- (1) A 等級の土木一式工事(下水道工事含む。)
- (2) A 等級の除雪支援策工事(※発注がある場合のみ。)
- (3) B 等級の設計金額 1,000 万円以上の土木一式工事(下水道工事含む。)
- (4) 上記以外で市が必要であると認めた工事

- ① 平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件より適用する。
- ② 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- ③ 同日に開札する複数の同種工事に入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札制限対象から除外することができるものとする。
- ④ 災害復旧工事及び共同企業体の対象工事は含まない。
- ⑤ 土木一式工事（下水道工事含む。）と除雪支援策工事の間では、「取りぬけ」は適用しない。ただし、B 等級の場合は、この限りではない。

3 継続実施期間

年間受注件数制限及び同日落札数制限については、1 年間、継続実施する。その後においては継続の結果を踏まえて検討を行うこととする。

2. 予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について

土木工事において見積等により決定した設計単価等については、入札公告時点では非公表としてきたところですが、入札過程における積算条件の透明性を向上するため、次のとおり一部公表を行います。

1 適用範囲

予定価格の算定において、次項のいずれかが含まれている土木工事とする。

2 公表する単価等

- (1) 土木工事単価資料「材料単価の留意点」における特別単価調査（臨時調査）及び見積りにより決定した設計単価
- (2) 本市が採用している積算基準に定めがないため見積り等により決定した歩掛
- (3) その他、特筆すべき積算条件等

3 公表の方法

入札公告時の添付資料に「積算参考資料」として添付する。

4 公表する内容

- (1) 設計単価
資材名、規格、単位、採用単価を明示する。
- (2) 歩掛
工種、歩掛構成（名称、規格、単位、数量）、日当り施工量等を明示する。
- (3) その他、特筆すべき積算条件等
契約条件として設計図書（特記仕様書、図面等）に定めた内容以外で、積算上の特筆すべき条件を明示する。

- (ア) 仮設材や現場発生品等の運搬については、設計図書に明示していない積算上の条件等を明示する。
- (イ) 仮締切工、足場工、水替工などの仮設工については、積算上の規格や仮設期間（対象工種、数量等を含む。）を明示する。
- (ウ) 借地料については、積算上の借地単価や借地期間（対象工種及び数量等を含む。）を明示する。

5 留意事項

- (1) 入札公告時の公表は、採用した単価及び歩掛のみとし、見積先は明示しない。
- (2) 物価資料により決定した単価については、引き続き非公表とする。

6 適用日

平成 28 年 3 月 1 日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用する。

ただし、見積により決定した単価等については、公表する事を前提として徴収したもの（既に徴収済みのもものは見積先から公表の了解を得られたもの。）より適用とする。

3. 前金払及び中間前金払における支払限度額の撤廃について

京丹後市が発注する工事について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、次のとおり前金払及び中間前金払における支払限度額の撤廃を行います。

1 改正内容

- (1) 前払金
支払限度額（1 億 5000 万円）を撤廃する。
- (2) 中間前金払
支払限度額（7,500 万円）を撤廃する。

2 適用年月日

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件から適用する。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに契約を締結した案件については、従前の規定による。

4. 入札辞退届の取り扱いについて

電子入札システムの機能改修により、辞退届の電子提出の際に備考欄に任意の文言の入力が可能となりましたので、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告及び指名通知を行う案件より、電子入札システムにおいて備考欄に辞退する具体的理由を入力した辞退届の電子提出のみとし、書面での辞退届の提出は不要とします（電子提出された辞退届に具体的理由の入力が無い場合は、書面での辞退届を入札事務関係職員が指示する方法で提出していただく必要があります。）。

5. 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾を5年間延長します

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることを受け、建設業の資金調達の円滑化に向け、京丹後市が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、工事請負契約書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾について行ってきましたが、同制度を利用できる期間が再度の延長となりましたので、京丹後市でも同制度が引き続き利用できるよう、債権譲渡の承諾について延長して行います。

1 制度の概要

工事の出来高部分	一般財団法人建設業振興基金の債務保証により債権譲渡先が行う転貸融資
工事の出来高を超える部分	保証事業会社の債務保証により金融機関の判断で直接行う融資（ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象）

2 対象となる工事

京丹後市が発注した請負代金額が130万円を超える工事を対象とします（複数年度にわたる工事は、最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる場合又は債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事のみ対象）。

3 運用期限

平成33年3月31日まで